

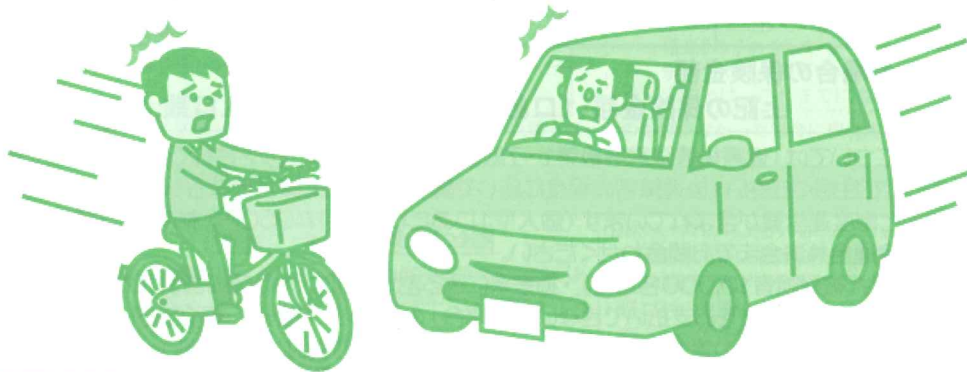
# 東京青色交通事故傷害保険

(交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険)

■保険期間 平成27年10月1日午後4時～平成28年10月1日午後4時■

・ 加入年齢制限はありません

・ 国内外問わず



**示談交渉サービス付(家族型にご加入の場合)!**

[主な補償内容] (24時間補償)

- 自転車・自動車・電車・飛行機などに搭乗中の事故
- 駅改札に入ってから出るまでの間の事故
- 乗り物にはねられるなどの交通事故 など

個人型：年間 1,000円 (1口)

家族型：年間 10,000円 (1口)

東京青色申告会連合会共済会  
〒102-0074千代田区九段南4-8-36  
TEL：03-3230-8501  
FAX：03-3230-8655

— 加入申込みその他のお問い合わせは —

一般社団法人

**荒川青色申告会**

〒116-0002 荒川区荒川5-7-1

☎ (3803) 0626

※ この保険は、東京青色申告会連合会共済会を保険契約者とし、その会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。  
※ 詳しい補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

このパンフレットは交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険の概要をご案内するものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券」は東京青色申告会連合会共済会に交付されます。

<取扱代理店>

**株式会社 東京青色**

〒102-0074

東京都千代田区九段南 4-8-36

TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655

<引受保険会社>

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

広域法人開発部 営業第一課

〒103-0027

東京都中央区日本橋 3-5-19

TEL:03-6734-9608 FAX:03-6734-9609

# 個人型 加入者一人一人の補償をしっかりとカバー♪

<交通事故危険のみ補償特約セット団体総合生活補償保険>

- 加入した人のみが補償の対象(被保険者)となります。
- 年令に関係なく最大10口まで加入できます。
- 複数口加入の場合の保険金額・掛金は、1口あたりの保険金額・掛金×加入口数となります。
- 個人型1口(年間掛金1,000円)あたりの保険金額(ご契約金額)・掛金。
- 傷害入院保険金支払対象期間・傷害通院保険金支払対象期間180日、免責期間0日(入通院)。

傷害死亡・後遺障害 保険金額 ※1	傷害入院保険金日額 1日目から1事故あたり 180日(支払限度日数)まで補償	傷害通院保険金日額 1日目から1事故あたり 90日(支払限度日数)まで補償	傷害手術保険金	年間掛金 ※2
20万円	1,400円	700円	・入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1,000円 × 加入口数 (最大10口まで)
<b>☆複数口数加入の場合の保険金額</b> 上記の保険金額(1口あたりの保険金額)×加入口数				

※1 傷害後遺障害保険金については「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされています。軽度の後遺障害については対象外となりますのでご注意ください。(後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の42～100%)。

※2 年間掛金には保険料と制度運営費が含まれています(個人型1口あたりの保険料950円・制度運営費50円)。詳細は東京青色申告会連合共済会までお問合わせください。

- 上記掛金には団体割引30%(被保険者10,000名以上)・損害率による割増10%・大口契約割引10%が適用されています。
- 「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、右面をご覧ください。
- 中途加入の場合の掛金についてはご所属の青色申告会または取扱代理店までお問合わせください。



# 家族型 家族みんなの補償をしっかりとカバー♪

<交通事故危険のみ補償特約・家族型への変更に関する特約セット団体総合生活補償保険>

- 年令に関係なく最大3口まで加入できます。
- 補償の対象(被保険者)は、①申込人 ②その配偶者 ③申込人または配偶者の同居の親族 ④申込人または配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。
- 家族型1口(年間掛金10,000円)あたりの保険金額(ご契約金額)・掛金。
- 傷害入院保険金支払対象期間・傷害通院保険金支払対象期間180日、免責期間0日(入通院)

	申込人①	配偶者②	その他の親族③・④	年間掛金 ※2
傷害死亡・後遺障害 保険金額 ※1	600万円	300万円	200万円	1口加入の場合 10,000円
傷害入院保険金日額 1日目から1事故あたり180日(支払限度日数)まで補償	5,000円	3,000円	2,300円	
傷害通院保険金日額 1日目から1事故あたり90日(支払限度日数)まで補償	3,000円	2,000円	1,300円	
傷害手術保険金	・入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 ・上記以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍			2口加入の場合 20,000円
個人賠償責任危険保険金額 (免責金額:なし)	口数に関係なくそれぞれ1事故あたり最大5,000万円 ※個人賠償責任危険補償のみ口数に関係なく一定の支払限度額となります。			3口加入の場合 30,000円
<b>☆複数口数加入の場合の保険金額(個人賠償責任危険補償を除く)</b> 上記の保険金額(1口あたりの保険金額)×加入口数				

※1 傷害後遺障害保険金については「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされています。軽度の後遺障害については対象外となりますのでご注意ください。(後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の42～100%)。

※2 家族型の年間掛金には保険料と制度運営費が含まれています。

1口: 保険料9,530円(制度運営費470円) 2口: 同18,400円(同1,600円) 3口: 同27,270円(同2,730円)

- 上記掛金には団体割引30%(被保険者10,000名以上)・損害率による割増10%・大口契約割引10%が適用されています。
- 「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、右面をご覧ください。
- 中途加入の場合の掛金についてはご所属の青色申告会または取扱代理店までお問合わせください。